

平成24年度決算に基づく北谷町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

1 健全化判断比率 (単位：%)

比 率	平成23年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	14.24	20.00
連結実質赤字比率	—	—	19.24	30.00
実質公債費比率	10.7	8.7	25.00	35.00
将来負担比率	36.5	1.5	350.00	

備考

実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」と標記する。

2 資金不足比率 (単位：%)

対 象 会 計	平成23年度	平成24年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	—	20.00

備考

資金不足額がない場合は、「—」と標記する。